

事務連絡
令和元年9月13日

特定非営利活動法人
水産業・漁村活性化推進機構
事業部 成長産業化地域創出班 御中

水産庁研究指導課海洋技術室

水産業成長産業化沿岸地域創出事業の運用通知に係る問い合わせについて

下記のとおり、都道府県から水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成22年3月26日付け21水港第2597号水産庁長官通知第3の2-8(9)a(a)のイに係る照会があり、その考え方について整理したので、関係者に内容の周知、指導方お願いします。

記

照会1. 現在、資源管理計画がない場合は、運用通知(9)a(a)のイの要件が該当しないため、この項目は適用ないという理解で良いか。

回答1. 水産業成長産業化沿岸地域創出事業Q&A10において、「本事業において、資源管理の取組の推進とは、現在、実施している資源管理計画に追加的な取組を実施する必要があります。なお、現在、資源管理計画がない場合は、新たに計画を策定することになります。」と整理しており、実行している資源管理計画がない場合は、新たな資源管理計画を策定することが、イに該当することになります。

照会2. 新たな資源管理計画には、策定するための時間が必要であり、成長産業化審査会の時に、どこまでできている必要があるか。

回答2. 成長産業化審査会で計画承認する際に策定されているのが基本であるが、都道府県において計画承認までに時間を要するのであれば、審査会の時点では、資源管理計画の原案とともに都道府県に対して協議中であり、年度内に必ず策定する旨の書類を添付するようお願いいたします。なお、策定できなかった場合には、計画承認の取り消しを行っていただくこととなります。

(参考)

運用通知

(9) 事業の実施

a 成長産業化審査会

(a) 成長産業化審査会は、地域委員会から地域計画の承認申請があった場合は、その内容を確認し、以下の要件を全て満たすと認めるときは、地域委員会に対して当該地域計画について承認する旨の通知を行うものとする。

ア 当該地域計画が地域の適切な資源管理となるものであり具体的な資源管理の目標を定めていること。

イ 既に実行している資源管理計画等が存在する場合は更なる取組内容を記載すること。

ウ 当該地域計画における取組の効果として、事業開始年度を含め5年以内に参画する漁業者の漁業所得を10%以上向上する目標（K P I）が実現可能であること。

エ 当該地域計画に基づく取組に必要な漁船・漁具等の価格が適正であること。